

## 施策 09

## 障害者福祉の充実

## 目的

対象 障害のある市民とその家族

## 意図

安心して暮らし、社会に参加することができる

## □ 施策の方向

障害者に、一人一人のニーズに応じた支援、どのライフステージにも対応した切れ目のない支援を行い、共に暮らす地域社会の実現を目指す中で、その人らしい自立した生活の充実を図ります。

## □ 施策のポイント

- 障害者の状況や各家庭環境に合わせた支援による障害者を地域で支える体制づくりの推進
- 東京2020大会を契機としたパラリンピックレガシーの創出
- 障害者スポーツの普及や障害者の余暇活動支援の充実
- 障害者理解の促進など、心のバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づく取組の推進

## 基本的取組の体系

## 施策 09

## 障害者福祉の充実

基本計画事業

## 09-1

## 障害者と家族の地域生活支援の充実



## 障害児・者医療的ケア支援事業

p.114

## 09-2

## 生涯にわたる支援と住み続けられる地域づくり



## 障害者の就労支援

p.115

## 余暇活動支援の充実

p.115

## 発達障害児支援事業

p.115

## 障害者グループホームの整備

p.116

★重点プロジェクト3

## □ 現状と課題

- 平成28（2016）年4月に施行された障害者差別解消法は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として掲げ、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取組を求めています。
- 平成30（2018）年10月に東京都は東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を施行し、民間事業者への合理的配慮の提供の義務化や広域支援相談員の配置など差別解消の取組を一層推進しています。
- 東京2020大会の開催を契機に、障害者スポーツの普及とともに、障害者への理解促進やユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図り、福祉のまちづくりを推進する必要があります。
- 平成30（2018）年3月に策定した調布市地域福祉計画、調布市高齢者総合計画、調布市障害者総合計画の福祉3計画において定めた共通の将来像、基本理念、福祉圏域に基づき、障害者福祉に関する取組を進めています。
- 障害者の生活を地域全体で支えるため、地域生活への移行、グループホーム等の体験、緊急時の受入対応体制の確保など、地域生活支援拠点としての機能の充実が求められています。

- 医療技術の進歩により、医療的ケアが必要な障害者が入院から地域生活へ移行するケースが増加しているため、市内における医療的ケアの体制整備を促進していく必要があります。
- 障害者就労支援センターのちょうふだぞう及びこころの健康支援センター就労支援室ライズにおいて障害者の就労を支援しており、支援を受けて就労している障害者は増えつつあります。引き続き、障害者側・障害者を雇用する事業者側双方のニーズに的確に対応し、障害者の就労支援や定着支援などに取り組んでいく必要があります。
- 子ども発達センター及びこころの健康支援センターによる発達障害者及びその家族への支援を継続するとともに、関係機関との連携によるネットワーク強化を図り、発達障害者への支援に困難を抱える市内サービス事業所等への支援に取り組む必要があります。また、一般市民等への普及啓発を更に充実させ、発達障害への理解促進を図ることが必要です。
- 障害者の地域生活の充実のため、施設等に通っていない平日夕方以降や休日などに、障害者が余暇を楽しんで活動できる場所や機会の確保が必要です。
- 重度障害者の日中活動の場の確保や、グループホームの拡充等に継続して取り組み、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害福祉サービスの基盤整備を推進していく必要があります。

## □ 基本的取組の内容

### 09-1 障害者と家族の地域生活支援の充実

#### ◆相談等支援体制の強化

年齢やライフステージで切れ目なく障害者が安心した生活がおくれるよう、総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターを中心に、市内3箇所の相談支援事業所、こころの健康支援センター、子ども発達センターと連携し、相談支援体制を一層強化することで、地域生活支援拠点としての機能の充実を図ります。また、障害者虐待防止センターにて、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うとともに、地域における関係機関等の協力体制の構築による障害者虐待防止の体制整備の強化を図ります。

#### ◆障害福祉サービスによる生活支援

障害者の日常生活の支援、居住の場の確保、コミュニケーション支援の充実など、障害者のニーズや法に基づき、きめ細かなサービスを提供します。

#### ◆医療的ケアへの支援体制の整備

医療的ケアを必要とする障害者や重症心身障害者と、その家族が安心して地域で生活できるよう、相談支援、家族のレスパイト、日中活動、ショートステイなどの各種サービスを充実させ、支援体制を整備します。

#### まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数	1,886人 (平成29(2017)年度)	2,400人 (令和4(2022)年度)

## 基本計画事業

重点3

No.	33				
事業名	障害児・者医療的ケア支援事業	区分	新規	担当課	障害福祉課
事業の概要	医療的ケアを必要とする障害児・者や重症心身障害児・者と、その家族の支援のため、看護職による医療と福祉の両面における相談支援等を実施するとともに、家族の負担軽減を図るための訪問看護師による在宅レスパイト事業を行います。				
年度別計画	令和元(2019)年度 ○障害児・者医療的ケア支援事業の実施（相談支援、医療・福祉間のコーディネートなど） ○重症心身障害児・者在宅レスパイト事業の実施	令和2(2020)年度 ○継続	令和3(2021)年度 ○継続	令和4(2022)年度 ○継続	
事業費 (百万円)	6	6	7	7	

## ●その他の主な事業

- ・地域における相談支援体制の充実



調布市こころの健康支援センター

09-2

## 生涯にわたる支援と住み続けられる地域づくり

## ◆障害者の就労支援及び就労定着支援

障害者の雇用の安定及び促進を図るために、障害者を雇用する市内の事業者を支援するとともに、市が率先して障害者に対する就業機会を提供するなど、障害者就労支援センターを中心とし、関係機関と連携しながら、就労と就労定着を支援します。

## ◆発達相談及び早期療育体制の充実

発達に遅れやかたより及びそのおそれのある子どもについて、関係機関と連携しながら、子ども発達センターを地域の中核とした支援体制の充実を図り、一貫した児童発達支援に取り組みます。

## ◆余暇活動支援の充実

重度の障害者でも、休日に活動できる場を整備するとともに、障害者の余暇を充実させる取組を推進します。

## ◆日中の活動場の整備と社会参加の促進

障害者の日中の活動の場を確保するため、日中活動系サービス（日中に行われる福祉的就労や介護、訓練などの場を提供するサービス）事業所の整備を推進します。特に受け入れの拡大が求められる重度知的障害者や重度重複障害者の社会参加の促進を図ります。

## ◆地域生活に向けた基盤整備

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、グループホーム等の設置及び運営を支援して、基盤整備を図ります。

## ◆障害理解・バリアフリー化の促進

障害の有無にかかわらず、地域で交流しながら共生できる社会の実現に向け、東京2020大会、とりわけパラリンピック開催を契機とし、障害理解の促進や障害者差別解消法の普及啓発を図る中で、バリアフリー化を促進します。

### まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
障害者が住みやすい地域だと感じている割合	83.8% (平成30(2018)年度)	85.0% (令和4(2022)年度)

### 基本計画事業

#### 重点3

No.	事業名	区分	拡充	担当課	障害福祉課
34	障害者の就労支援				
事業の概要	障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に行い、障害者の就労の促進を図り、障害者の自立と社会参加を促進します。				
年度別計画	令和元(2019)年度 ○就労支援の実施 ・支援体制の拡充	令和2(2020)年度 ○継続	令和3(2021)年度 ○継続	令和4(2022)年度 ○継続	
事業費 (百万円)	64	67	67	67	

No.	事業名	区分	新規	担当課	障害福祉課
35	余暇活動支援の充実				
事業の概要	障害者が、就労や通所施設での日中活動以外で、平日夜方以降や休日などに活動できる場所や機会の確保を行います。				
年度別計画	令和元(2019)年度 ○日中一時支援事業の実施 ・報酬単価の見直し ○余暇活動支援事業（ほりでーふらん）の実施 ○フットサル事業の実施 ・実施回数増加	令和2(2020)年度 ○継続	令和3(2021)年度 ○継続 ・実施回数増加 ○継続	令和4(2022)年度 ○継続 ・実施回数増加 ○継続	
事業費 (百万円)	22	22	26	27	

No.	事業名	区分	新規	担当課	子ども発達センター
36	発達障害児支援事業				
事業の概要	子どもの障害や発達の遅れ、かたよりに関する相談に応じ、早期に適切な療育へつなげていくため、子ども発達センターを中心とした支援体制の充実を図ります。				
年度別計画	令和元(2019)年度 ○児童発達支援事業の実施 ○調理室改修工事（児童発達支援センター化に向けた施設整備）	令和2(2020)年度 ○児童発達支援センター化 ・児童発達支援事業の拡充 ・居宅訪問型児童発達支援事業の開始	令和3(2021)年度 ○児童発達支援センターの運営	令和4(2022)年度 ○継続	
事業費 (百万円)	318	306	311	311	

No.	37					
事業名	障害者グループホームの整備		区分	継続	担当課	障害福祉課
事業の概要	障害者の地域での自立した生活を支援するため、グループホームの整備を促進します。					
年度別計画		令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
○民間グループホームの開設支援 ○新規入居支援 ○運営支援 ○重度重複障害者グループホームの運営支援（2箇所）	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続		
事業費 (百万円)	222	227	228	232		



## 障害者相談支援事業所（地域生活支援事業）

障害者地域活動支援センター  
ドルチェ  
(身体障害、  
高次脳機能能  
障害)



障害者地域生活・就労  
支援センターちょうふだぞう  
(知的障害)



地域生活支援センター  
希望ヶ丘  
(精神障害)



## 基幹相談支援センター（障害福祉課）

- ・相談支援の中核的な役割
- ・地域の相談支援専門員のスーパービジョン
- ・人材育成
- ・広域的な調整
- ・ネットワーク構築

こころの健康支援センター  
(精神障害、発達障害)



子ども発達センター  
(障害児、  
子どもの発達障害)



## 参加と協働の視点

～市民等に期待される役割～

- 市民は、ふれあいや交流を通して地域に住む障害者や障害そのものへの理解を深め、互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に寄与するよう努めるものとします。
- 事業者は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適切な雇用の場を提供する共同の責務を有します。

### 多様な主体との連携事例

#### ○ 障害者福祉施設自主製品販売会「ほっとハート」

平成22（2010）年に東京都主催で、調布市、多摩市、府中市3市の障害者福祉施設が合同で新宿西口のイベント広場で製品販売を開催したのを始まりとして、3市の障害者福祉施設合同の自主製品販売会「ほっとハート」を開催しています。自主製品販売以外に模擬店やステージ上でのイベントを行い、平成30（2018）年度は調布駅前広場にて開催しました。

また、自主製品の販売を通じて受注を増やし、障害者福祉施設を利用する障害者の勤労意欲の向上や工賃水準の引き上げを図り、障害者の自立及び社会参加を促進しています。

【所管課】障害福祉課

【協働のパートナー】調布市福祉作業所等連絡会



<「ほっとハート」の様子>